

店舗併用住宅の場合

事業活動から出るごみは、その種類や量にかかわらず、特例以外は家庭ごみの集積場に出すことはできません。

事業系ごみ

店舗から出たごみは、自ら処理施設に搬入するか許可業者（一廃・産廃）に委託してください。



家庭系ごみ

自宅部分から出たごみは、地域のごみ集積場に出してください。

リサイクル法に基づく処理

リサイクル関連法や廃棄物処理法の広域認定制度に基づきリサイクルするもの

- 01 テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機**
 家電リサイクル法に基づきメーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また「家電リサイクル券センター」ホームページもご参照ください。
<http://www.rkc.aeha.or.jp/> TEL: 0120-319-640
- 02 パソコン**
 資源有効利用促進法に基づきメーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また「パソコン3R推進協会」ホームページもご参照ください。
<http://www.pc3r.jp/> TEL: 03-5282-7685
- 03 二輪車**
 廃棄物処理法の広域認定制度により、メーカー等がリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また「二輪車リサイクルコールセンター」ホームページもご参照ください。
<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/> TEL: 050-3000-0727
- 04 消火器**
 廃棄物処理法の広域認定制度により、メーカー等がリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また「消火器リサイクル推進センター」ホームページもご参照ください。
<https://www.ferpc.jp/> TEL: 03-5829-6773

不法投棄の監視強化中！

ごみをみだりに道路や空地などに捨てることは法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金または料金が処せられます。



野焼きは禁止されています！

ごみを野外や簡易焼却炉で焼却することは一部の例外を除き法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金または料金が処せられます。



宗像市の関連ホームページ

◎事業所ごみ 宗像市公式HP トップページ > 暮らしの手続き > 暮らしの環境 > ごみのリサイクル > 事業系ごみ
<https://www.city.munakata.lg.jp/010/030/040/020/index.html>



宗像市 事業系ごみの正しい出し方

事業所から出るごみは、自ら処理をする責任があります

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条（抜粋）】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合において適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

多量排出事業者の減量義務

【宗像市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第20条（抜粋）】

特定事業用建築物の所有者等又は多量排出事業所の事業者は、①廃棄物管理責任者の選任と②事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書を作成し、毎年1回、市長に提出しなければならない。

特定事業用建築物の該当基準

事業用建築物で延べ面積3,000平方メートル以上のもの
 学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上のもの

多量排出事業者の該当基準

事業系一般廃棄物を年間36トン以上、又は月平均3トン以上排出する事業者



事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の処理を収集業者に依頼する

宗像市内で発生した事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の処理を依頼する場合は、宗像市が許可した「ごみ収集運搬許可業者」に収集の依頼（契約）を行ってください。

※ごみの収集・運搬の許可を持たない業者に依頼することは法律で禁止され、罰せられます。（5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金）



げんかい 玄海クリーン(有)	み たか さん ぎょう 三孝産業(有)	しんぐんせいそう (有)神郡清掃サービス
宗像市江口978番地52 TEL:0940-62-2944	宗像市須恵3丁目26番地1号 TEL:0940-33-3847	宗像市徳重2丁目1番22号 TEL:0940-33-7111

- ◎燃やすごみは事業所用指定ごみ袋（赤色）、不燃ごみは事業所用指定ごみ袋（青色）で出します。
- ◎1袋で出せるごみの量は15kgまでです。事業所用指定ごみ袋に入らないもの(1m以内)は、1個(15kgまで)につき、燃やすごみは事業所用指定ごみ袋の赤色(大)、不燃ごみは事業所用指定ごみ袋(青色)を1枚貼り付けてください。
- ◎収集運搬費は、収集運搬業者に直接支払いになります。なお、処分費は、事業所用指定ごみ袋代に含まれます。
- ◎収集曜日、ごみを出す場所などは、許可業者と協議してください。



事業所用指定ごみ袋について

事業所用指定ごみ袋は、市内の宗像市指定ごみ袋販売店で販売しています。詳しくは、市の公式ホームページで確認できます。

詳細はこちら→



燃やすごみ(赤色)	大(70ℓ)	1,018円(10枚)
	小(45ℓ)	652円(10枚)
不燃ごみ(青色)	(45ℓ)	652円(10枚)

◎事業所用指定ごみ袋が付いていないものは受け入れできません

